

## 日本結核 非結核性抗酸菌症学会近畿支部 会則

第1条 名称 本支部は日本結核 非結核性抗酸菌症学会近畿支部という。

第2条 目的 本支部は一般社団法人日本結核 非結核性抗酸菌症学会の目的及び事業の円滑な運営に協力すると共に、近畿地区において会員相互の交流を図り、結核病学及びその関連領域の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 会員 本支部は近畿地区に居住する日本結核 非結核性抗酸菌症学会の正会員、名誉会員、功労会員、エキスパート会員で構成される。

第4条 役員 本支部に以下の役員を置く。

支部長: 支部を代表し、支部の運営にあたる。

支部長の任期は2年とし、支部長は代議員による支部長選挙にて選任する。

会長: 近畿支部主催の夏期学術集会を企画・運営する。

会長は代議員会において代議員の中から互選する。

会長の任期は約1年とする(前の学術集会終了翌日より今次学術集会当日まで)。

理事: 支部長を補佐し、支部の運営にあたる。

代議員によって互選される日本結核 非結核性抗酸菌症学会近畿支部選出の理事(任期2年)をあてる。

代議員: 代議員会を組織し、支部運営に関する事項を審議する。

会員によって互選される日本結核 非結核性抗酸菌症学会近畿支部選出の代議員(任期4年)をあてる。

なお、会長は代議員会の承認を得て、地方代議員若干名を選任できる。地方代議員の任期は代議員の任期の残り期間とする。

監事: 1年毎に支部会計を監査する。

監事は2名、その任期は2年とする。代議員会において代議員の中から選任する。

第5条 役員会及び総会 支部長は夏期学術集会の開催に合わせ、理事会・代議員会及び総会を開催しなければならない。

理事会・代議員会・総会は支部長が招集し、支部長が議長を務める。なお、理事会・代議員会はそれぞれ役員の半数以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。議事は出席者の過半数の同意をもって議決される。賛否同数の場合は議長に一任する。代議員会での議決事項は総会で報告しなければならない。

第6条 事業

本支部の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 地方会の開催: 日本結核 非結核性抗酸菌症学会日本呼吸器学会近畿地方会と合同で、年2回学術集会を開催する。このうち夏期学術集会は当支部、主催とし、支部会長がその企画・運営にあたる。
2. 会員相互の学術交流及び親睦、その他必要な事業。

第7条 会計 本支部の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第8条 会費 本支部の運営に関わる経費は日本結核 非結核性抗酸菌症学会の交付金・寄付金及び支部会員の会費をもってこれに充てる。支部会費は別途定める。

第9条 事務局 本支部の円滑な運営を計るため、事務局を設置する。事務局の場所は別途定める。

第10条 規約の改正 本規約は代議員の議決により改正することができる。なお、議決には出席者(委任状を含む)の2/3以上の賛同を得なければならない。

内規

1. 本支部から会長への地方会運営費交付金は100万円とする。また、冬期地方会(日本呼吸器学会主催)への運営費交付金は40万円とする。

附則

1. 本会則は、平成23年7月23日より施行する。
2. 平成24年6月30日 一部改訂。